

国労本部電送 NO. 194	発信日 2022年3月30日	発信 企画部	責任者	受領者
-------------------	-------------------	-----------	-----	-----

闘争指示第49号
2022年3月30日

エリア本部
各 闘争委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央闘争委員長 松川 聡

「福島第一原発過労死裁判の公正な高裁判決を求める署名」

に対する緊急の取り組みについて

2017年10月26日、東京電力福島第一原発構内の自動車整備工場で働いていた猪狩忠昭さん（57歳）は全面マスク・防護服姿のまま職場で倒れ、亡くなりました。

死因は致死性不整脈であったが、東京電力は猪狩さんが亡くなりました当日の記者会見で「労災や過労死といったものではない。」と否認した。その後、調査によって猪狩さんは亡くなる直前の半年間に毎月100時間を超える残業を強いられており、その残業代すら支払われていなかったことが明るみになった。

2018年10月にはいわき労働基準監督署が猪狩さんの死を「長時間労働による過労が原因」と認定し、未払賃金の支払いを求める裁判でも勝利判決が勝ち取られた。

昨年（2021年）3月には、福島地裁いわき支部が雇用元である『いわきオール』の安全配慮義務違反を認め、約2,500万円の支払いを命じる判決を言い渡したが、東京電力と元請会社の『宇徳』への損害賠償請求は棄却され、仙台高裁で控訴審が闘われている。

仙台高裁では、昨年9月に行われた第一回口頭弁論以降、和解協議が始まったが、協議で示された和解案は納得いくものではなく、このたびご遺族の意思により東京電力の救急医療体制の不備を問う判決を求めることとなり、来る5月19日に判決が言い渡される。

こうした情勢のもと、全国一般労働組合全国協議会・いわき自由労組に加入したご遺族により、全労協を通じて緊急に仙台高裁に公正な判決を求める署名への協力要請があった。各級機関は要請の趣旨を踏まえ、短期間での取り組みとなるが、署名への全面的な協力を行なうこと。

記

1. 取り組み方法

添付の『福島第一原発過労死裁判において公正な判決を求める署名』（団体・個人署名）をそれぞれ各機関で増刷りし、取り組みを行うこと。

2. 集約方法

最終集約は2022年4月15日（金）必着とし、集約した署名は各機関で取りまとめ、下記宛先まで期日内に届くよう送付すること。尚、切手代等は各機関でカンパすること。

3. 送付先

「福島第一原発過労死責任を追及する会」

〒170-0012 福島県いわき市郷綴町堀坂 18-1 フクシマ原発労働者相談センター気付

TEL 090-7564-3253（狩野光昭事務局長）

[福島第一原発過労死責任を追及する会 \(investigation1026.blogspot.com\)](http://investigation1026.blogspot.com)

以上